

経営の ? にお応えします！

ワンストップ 経営相談窓口

相談料
無料

何度でも
利用可

事前
予約制



こんなお悩みありませんか？？

創業

- ・創業の手続きを教えてほしい
- ・創業融資について知りたい
- ・創業計画の作り方がわからない

事業承継

- ・後継者の育成について知りたい
- ・事業承継に取り組む前に、何から始めていけばよいのかわからない

経営改善

- ・売上の減少を食い止めたい
- ・資金繰りを改善したい
- ・販路の見直しをしたい

経営革新

- ・新しい商品・サービスを展開したい
- ・活用できる補助金・助成金が知りたい
- ・新事業を検討したい

経験豊富な相談員が対応します！

利用できる方

1. 横浜市内に事業所がある中小企業者、個人事業者の方
2. 横浜市内で法人、個人事業主として創業予定の方

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECK横浜)

IDECK
YOKOHAMA

ご予約はこちちら→

WEB : <https://www.idec.or.jp/>

ご予約はこちらから



ワンストップ経営相談窓口とは

横浜市内の中小企業者等の皆様が抱える様々な課題や、創業・新規事業に関する疑問などについて、総合的にお応えする相談窓口です。

経営全般に関する相談だけでなく、創業に関する相談やビジネスプラン作成のほか、税務、法律、知財、IT関連、国際ビジネスなど幅広い分野について、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、弁護士、弁理士などの専門家と財団の職員が、無料で相談・助言を行っています。

経営

IT

税務

労務

法律

事業承継

知財

相談時間（スケジュール）

平日（月～金のみ、祝日・年末年始除く）

①9:30～10:30 ②11:00～12:00
③14:00～15:00 ④15:30～16:30

	月	火	水	木	金
経営相談	●	●	●	●	●
IT活用相談		●			
事業承継相談				●	
税務相談			●		
労務相談			第2・4水曜		
知財相談※1	第2月曜				
法律相談※2		●			

※1：45分/回

①13:30～②14:30～③15:30～

※2：対面のみ、30分/回

①13:30～②14:00～③14:40～④15:10～⑤15:50～

相談場所

横浜市中区日本大通11番地 横浜情報文化センター7階

※ご自宅等からのWEB面談もご利用可能です。

<MAP>

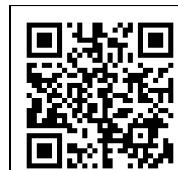


予約方法

【WEB】お申込みフォームから希望日を選んでご予約ください。

- 相談員の指名は、必ず「相談員プロフィール」から出勤日をご確認ください。
- 幅広く窓口をご利用いただくため、1日のご相談は1枠とさせていただきます。
- 経営相談のご予約は翌月まで可能です。

お申込みフォーム



【お問合せ先】

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECKOHAMA)
経営支援部 経営支援課

TEL : 045-225-3711

メール : keiei@idec.or.jp

人手がなく
相談窓口に行く
時間がない

どこから手を
つけてよいのか
分からず

公的支援メニューを
詳しく知りたい

会社の現状を
実際に診てほしい

どんな補助金が
使えるか知りたい

新たな顧客を
つかみたい

社員の採用・育成が
うまく行かない

事業承継の
課題を相談したい

そんなお困りごとに
お応えします！

『御社に
伺います！』



『4回まで
無料です！』



経験豊富な専門家が
課題解決をサポートします

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECK横浜)

IDECK
YOKOHAMA

WEB : <https://www.idec.or.jp/>
TEL : 045-225-3714
メール : keiei@idec.or.jp

【お申込みはこちら】



エキスパート面談

IDECK横浜に登録している「横浜ビジネスエキスパート」が、貴社の専門的な課題の相談に応じるとともに、適切なアドバイスを行います。経営戦略、販路開拓、IT活用、税務・会計、法務、労務、知的財産等さまざまな企業の経営課題にご利用できます。

経営戦略

販路開拓

IT活用

事業承継

BCP計画策定

ご利用いただける方	1.横浜市内に主たる事業所がある中小企業および個人事業者 2.横浜市内にて法人・個人事業者として創業予定の方
時間	平日（月曜日から金曜日）9:00～17:00 ※休祝日除く／1回あたり2時間程度
相談場所	原則として事業者の事業所又は財団本部内
利用回数	1社あたり年度内10回まで利用可能
料金	1社あたり年度内4回まで無料（※適用除外あり） 5回目以降有料（1回あたり12,520円（税込み）） 【適用除外】 以下に該当する方は、申込時にお申し出いただいた場合に限り、1社あたり年度内7回まで無料でご利用できます。 詳細は、IDECK横浜までお問い合わせください。 (1) 横浜型地域貢献企業（認定済企業） (2) 横浜知財みらい企業（認定済企業） (3) 財団インキュベーション施設入居者 (4) BCP（事業継続計画）の策定・運用を検討している事業者 (5) 経営状況悪化のため資金繰り対策を必要とする事業者 (6) 横浜市販路開拓支援事業の対象事業者
キャンセル期日	ご相談日の前日（財団休業日を除く）正午まで ご利用者様の都合によりキャンセルされる場合は、上記期日までにIDECK横浜へご連絡ください。 期日以降のキャンセルは、1回ご利用されたものとみなします。 また、お支払済みのご利用料金は、キャンセルした日に関係なくご返金できかねますのでご了承ください。



お問合せ

（公財）横浜企業経営支援財団
(IDECK横浜)
経営支援部 経営支援課
TEL : 045-225-3714
メール : keiei@idec.or.jp

IDECK
YOKOHAMA

お申込み
はこちら



右のQRコードからお申し込みください。

※お電話の場合はこちら→TEL : 045-225-3714

※横浜ビジネスエキスパートは、原則、相談内容に応じて財団職員が選定します。

※申込時に利用規約への同意が必要です。



※QRコードは株テンソーウェーブの登録商標です。

事業継続力強化計画 計画策定→認定のメリット

横浜市中小企業融資制度 「経営支援資金」を
ご利用いただけます！



ポイント

- ・固定金利2.1%以内
- ・融資額2.8億円まで
- ・信用保証料最大0.6%助成

【お問合せ】

経済局中小企業振興部金融課

電話：045-671-2592

メールアドレス：ke-kinyu@city.yokohama.lg.jp



詳細はこちら▲

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年度 横浜市中小企業融資 経営支援資金



融資額
2.8億円まで

信用保証料
最大 0.6%助成

事業転換・
多角化も対応

日産自動車株式会社と、直接または間接的にお取引があり、「通常の運転資金や設備資金が必要」や「事業転換・多角化や販路開拓を考えている」市内の中小・小規模事業者がご利用いただけます。

融資対象者	次のいずれかに該当する事業者
	1 経営行動計画を策定し、売上高・粗利率・売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少している
	2 セーフティネット保証5号の認定を受けた
	3 セーフティネット保証4号の認定を受けた
	4 危機関連保証の認定を受けた
	5 事業継続力強化計画を国に提出し、認定を受けた
	6 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、計画の実行及び進捗の報告を行う
	7 米国の関税措置の影響を受け、売上高・粗利率・売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少している
	8 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受ける
資金用途	運転資金及び設備資金
融資額	2億8,000万円以内（組合4億8,000万円）
利 率	固定金利 年2.1%以内
融資期間	融資対象者1～4、7、8：運転資金10年以内、設備資金10年以内 融資対象者5：運転資金5年以内、設備資金7年以内 融資対象者6：運転資金15年以内、設備資金15年以内
据置期間	融資対象者1～5、7、8：12か月以内 融資対象者6：36か月以内
信用保証料助成内容	運転資金：0.5%助成（融資額8千万円を上限） 設備資金：0.1%助成（融資額2千万円を上限） 【宣言割※】上記に加え、各融資額上限まで0.1%助成 ※横浜市の「脱炭素取組宣言」を行った方が適用できます。 
上記助成後の保証料率	運転資金：0.00%～1.40% 設備資金：0.25%～1.80%
必要書類	融資対象者1：経営行動計画書 売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、 又は売上高営業利益率減少要件確認書 融資対象者2～4：各認定書 融資対象者5：認定申請書、認定を受けた事業継続力強化計画 融資対象者6：事業再生計画書 融資対象者7：売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、 又は売上高営業利益率減少要件確認書 融資対象者8：要件確認書 【宣言割を適用する場合】 「脱炭素取組宣言 確認書」又は「脱炭素取組宣言 宣言書」の写し

※ご利用にあたっては取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問合せ先 横浜市経済局金融課 ☎045-671-2592